独立行政法人農業者年金基金中期計画

令和5年3月23日認可

独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、昭和 46 年に発足した農業者年金制度の実施主体であった農業者年金基金を前身とし、平成 13 年の制度改正により農業者年金制度の抜本的な見直しがなされた後、農業者年金基金の業務を継承する独立行政法人として平成 15 年 10 月に発足した。また、平成 27 年 4 月には、独立行政法人通則法(平成 11 年 法律第 103 号)第 2 条第 2 項に基づく中期目標管理法人とされたところである。

基金は、食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)に掲げられた農業の持続的な発展を目標とする「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保」のための政策実施機関として、農業者の老後保障に加え、農業者の確保という政策目的を有する農業者年金制度に係る業務を実施してきた。

現在、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、新規就農の促進や 女性の経営参画等を促して、将来の農業を支える担い手の確保・育成が国としての喫緊の課題となっており、本中期目標期間(令和5年度~令和9年度)においても、基金は、老後保障の面から担い手を支えることのできる唯一の農業政策である農業者年金制度の特色を活かしつつ、担い手の確保に最大限資することが求められている。

以上を踏まえ、基金は、主務大臣から指示された「独立行政法人農業者年金基金中期目標」 (令和5年3月3日厚生労働省発年0303第4号・農林水産省指令4経営第2699号)を達成 し、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るため、独立行政法人通則法第30条第1項 に基づき基金がとるべき措置等を中期計画として次のとおり定め、これを確実に遂行することとする。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

1 農業者年金事業

(1)被保険者資格の適用及び収納関係業務

ア 迅速かつ適正な事務処理

被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に提出された届出書等の処理を迅速に行う。

業務受託機関において、手続が長期化する主な要因は、届出書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することであることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業

務受託機関での処理の迅速化に努める。

これにより、提出された届出書等については、標準処理期間(基金が定める通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。)内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。

なお、不備が判明した届出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受 託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な届出書等の提出が行われるよう指導 する。

仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、適切にその原因の究明及 び再発防止策を講じる。

また、毎年度、業務受託機関における事務処理状況を調査し、著しい遅延が発見された場合には、当該業務受託機関に対して原因の究明と再発防止策の報告を求める。

イ 被保険者資格の適切な管理

国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての被保険者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金被保険者資格記録の確認を2回以上実施する。

不整合が確認された者に対しては、不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な届出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけるとともに、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにする。

これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を 0.6%以下とする。

また、特例保険料について、要件を満たしていない被保険者に適用されることを防止するため、特例保険料の申出時に加えて、毎年度1回確認を行う。

ウ 保険料収納業務の円滑な実施

保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関において該当者への継続加入等の意向確認や相談対応を行うとともに、保険料の納付や必要な届出等の指導がなされるようにする。

また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、 意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に定期的に口座振替停止 者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにする。 なお、近年の自然災害のリスクの高まりから、自然災害が発生した際の保険料振 替等の取扱いについて、毎年度、被保険者に対し情報提供する。

エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付

保険料納付後に、被保険者資格の喪失や保険料額の変更等により還付すべき保険料について、被保険者等から申出のあった還付方法により、迅速かつ確実に当該被保険者等に対し、還付処理を行う。

還付金の新たな還付方法(注)を踏まえて、標準的な処理日数を定める。

なお、当該処理日数内で処理ができなかった場合は、その原因の究明と対策を講じる。

(注)新たな還付方法とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条に基づく公的給付支給等口座情報の活用及び独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第386号)により改正された独立行政法人農業者年金基金法施行令(平成15年政令第343号)第31条第3項等に基づく保険料の還付をいう。

(2) 年金等の給付業務

ア迅速かつ適正な事務処理

年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に提出された請求書等の処理を迅速に行う。

業務受託機関において、手続が長期化する主な要因は、請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することであることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。

これにより、提出された請求書等については、標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。

なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受 託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導 する。

仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、適切にその原因の究明と 再発防止策を講じる。

また、毎年度、業務受託機関における事務処理状況を調査し、著しい遅延が発見された場合には、当該業務受託機関に対して原因の究明と再発防止策の報告を求める。

イ 年金等の受給漏れの防止

新制度の農業者老齢年金については、60歳以上75歳未満の15年の間で受給開始 時期を選択できることから、年金を請求できる者に対して60歳以降の偶数歳の誕 生日の1ヶ月前にハガキによる情報提供を行う。

また、旧制度の農業者老齢年金について受給権が発生する者等に対して、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、裁定請求手続の方法を案内する文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、遅滞なく裁定請求を行うよう働きかけを行う。

さらに、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に 対しても、毎年度、文書を送付して継続的に裁定請求の勧奨等を行う。

このほか、口座解約等により年金が振込不能となった受給権者や死亡届が提出されているにもかかわらず未支給年金及び死亡一時金を請求していないその遺族に対して、届出書等の提出を勧奨する。

ウ 受給資格のある者への適切な年金給付

毎年度、現況の確認が必要な受給権者に対し現況届を送付して、その提出を求め、 支給停止事由該当の有無や生存の確認を定期的に行う。

現況届の未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出 理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を差し止める。

また、国民年金の受給権者情報の確認等を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留する。

なお、支給停止事由該当や死亡が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理する。

これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者に対し、長期にわたって年金が給付されることを防止する。

エ 源泉徴収事務の適切な実施

所得税等の源泉徴収漏れ等がないよう、税制改正等も踏まえ、事務処理フロー及 び関係書類の見直しを毎年度行い、源泉徴収に係る事務を適正に処理する。

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

(1) 基金方針に基づく安全かつ効率的な運用

年金資産の管理・運用については、独立行政法人農業者年金基金業務方法書における年金給付等準備金の運用に関する基本方針(以下「運用基本方針」という。)に定

める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、運用基本方針に基づき安全 かつ効率的に行う。

被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並みの収益率を上げたとして得られる収益率(複合ベンチマーク)に相当する収益率が確保できるよう努める。

(2) 資金運用委員会等によるモニタリング

外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。

また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。

(3) 政策アセットミクスの検証・見直し

政策アセットミクスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化 に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(4) 運用の透明性の確保

年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を 公表するとともに、被保険者等に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の被保険者等に係る運用結果を通知する。

また、運用基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。

(5) スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG を考慮した投資

被保険者等の年金資産に係る中長期的な投資収益の拡大に資するよう、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す観点から、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その際には非財務的要素である ESG (環境、社会、ガバナンス) も考慮する。また、その活動状況及び株主議決権行使の結果等について、毎年度、ホームページで公表する。

なお、被保険者等の年金資産に係る長期的な総合収益の確保を前提とし、実務上の 課題を踏まえ、ESG 投資を検討する。

3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実

(1) 若い農業者の加入の拡大

新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、若い 農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、令和9年度末までに若い新規加入者 (20歳以上39歳以下の者)を5,500人以上確保する。

当該目標の達成を目指して、若い新規加入者における性別ごとの新規加入状況等を分析し、実効性のある加入促進策を推進していく。

また、予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行う。

(2) 女性農業者の加入の拡大

女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に参画できるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、令和9年度末までに女性の新規加入者を3,400人以上確保する。

当該目標の達成を目指して、女性の新規加入者の状況を分析し、予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行う。

(3) 加入推進活動の実施

(1) 及び(2) に掲げた目標の達成に向け、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組むため、加入推進の取組に関する方針を定め、業務受託機関の担当者会議等において、年1回以上当該取組方針の周知徹底を図るとともに、加入推進を担う者を対象とする研修会を開催する。

また、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定して、毎月その達成状況のフォローアップを行い、業務受託機関への情報提供を行うとともに、年1回以上、業務受託機関における課題やその解決策について意見交換等を行うなど情報共有を行う。

(4) 加入者に係るデータ収集・分析

効果的な加入推進を図る観点から、毎年度、新規加入者等へのアンケート調査や業務受託機関の活動実績及び優良事例の把握等を行うとともに、農業者等の声を直接又は、業務受託機関を通じて把握・分析を行い、全国の業務受託機関と共有を図る。

(5) ホームページ等による情報の提供

制度改正等があった場合はそれに対応しながら、ホームページ、メールマガジン、 SNS 等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運用状況、事業の実施状況等に関す る分かりやすい情報を掲載又は発信し、制度や基金の活動等について広範な情報提供 を行い、国民の理解の増進を図る。

なお、ホームページについては、国民が制度の内容や基金の活動状況等の必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。

また、新規就農者や女性農業者をはじめ、農業者に対する支援を行う農業内外の関係機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

4 加入者等に対して提供するサービスの向上

(1) 年金額の「見える化」の推進

老後の生活設計に資するため、基金のホームページにおける新制度の年金額シミュレーションや農業者年金と国民年金を合算した年金額の試算例等の情報提供を充実し、加入者及び加入しようとする者が、将来受給できる見込みの年金額を把握しやすくするなど、効果的な情報提供の手法等を検討し、可能なものから取り組む。

(2) 手続のオンライン化等

手続の利便性向上及び添付資料の負担軽減を図ることによって、加入者等に対するサービス向上に資するため、手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携等を推進する。

なお、手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携等が実施可能な体制が整った段階において、加入者等へ利便性の向上等について普及啓発を行う。

(3) 年金相談

農業者等からの問い合わせは、電話を媒体とした言葉のみによる対応となるため、 相手の言葉から素早く問い合わせ内容を判断し、的確に分かりやすい回答で、かつ細 心の注意を払いながら間違いなく伝える。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務改善の推進

(1) 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務改善を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うとともに、業務のデジタル化等を検討する。

また、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進するため、工程表を作成して進捗管理を行い、業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行う。 さらに、業務マニュアルの整備・改善等の取組を継続的に実施することにより、業 務の合理化・効率化を進める。

(2) 農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して、基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会において同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルを業務受託機関に対して周知するとともに、同システムの利用環境の改善等を行うことを通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組む。

特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めることとし、同システムを利用した届出書等の作成割合を増加させる。

(3) 手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した業務のデジタル化の進捗に併せて、適切かつ着実に手続等に関する諸規程等の見直しを進める。

2 手続・業務のデジタル化の推進等

(1)被保険者及び受給権者の資格確認等の効率化に資するため、手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手続・事務処理のデジタル化を推進する。

このため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行い、情報システムの 検討及び整備を進める。

(2) 現行の農業者年金記録管理システムにおけるプログラム言語 (COBOL) の将来性や技術者の確保の状況等を踏まえながら、適切な工程管理に基づき、新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けて整備を進める。

この場合において、基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように、また、将来のクラウド化を視野に検討を進める。

- (3) 今後、所得税等の源泉徴収を要しない限度額を超える年金を受給する者が飛躍的に増えることが見込まれることに伴い、当該事務を的確に処理するため、適切な工程管理に基づき、源泉徴収システムの検討及び整備を進める。
- (4) 情報システムの整備については、今後、制度改正があった場合や政府の方針等を踏まえて対応するとともに、その効果が大きく見込まれ、かつ、適切な工程管理に基づ

き実施可能なものについて、計画的に開発、改修等を実施する。

また、令和6年度に予定している事務所移転に伴い、情報システムを適切に移設する。

(5) 情報システムの整備及び管理に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。) にのっとり、適切に対応する。

3 運営経費の抑制

(1) 一般管理費及び業務経費の削減

業務の効率化を進め、一般管理費(注)については、対前年度比で平均5%以上の 削減を行うとともに、農業者年金記録管理システムの改修・保守運用費用の低減が図 られるように、クラウド化等を視野に検討を進める。

また、業務経費(業務委託費)については、被保険者数及び受給権者数の動向並び に農業者年金記録管理システムの利用等を通じた事務の合理化・効率化を適切に反映 するとともに、加入推進活動の重点化を図り、対前年度比で平均3%以上の削減を行 う。

これらの実施に当たっては、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行う。

総人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院 勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府の方針を踏まえつつ、適切 に対応する。

(注)人件費(非常勤継続雇用職員を含む。)、公租公課、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費、会計監査人関連経費及び特殊要因により増減する経費は除く。

(2) 給与水準の適正化

職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を毎年度公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証 し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

4 調達の合理化

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき基金が策定する「調達等合理化計画」に盛り込んだ取組について着実に実施し、随意契約件数及び一者応札・応募件数について、前中期目標期間の件数の平均以下となるようにする。

5 組織体制の整備等

(1)組織体制の整備

- ア 職員が希望とやりがいをもって、モチベーションを高く保ち、組織一体となって 業務に取り組める組織の実現に向けて取り組むとともに、業績評価と能力評価を柱 とした人事評価制度の的確な運用を行う。
- イ 業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、旧制度と新制度における業務量の変化や新たな業務の発生等に伴う組織の体制及び運営状況について継続的に点検し、各部課の業務量の動向等に対応して、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。
- ウ 業務等のデジタル化並びに資金の運用環境の変化及び ESG 投資等の検討に適切に 対応するため、外部リソースの活用を含めた専門性の高い人材の確保に努める。
- エ 専門性の高い業務を的確に遂行する観点から資格取得支援や若手職員や女性職員 の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組む。

(2) 働き方改革の推進

業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員及び女性職員ともに仕事と育児・ 介護等との両立支援、職員の心の健康の保持・増進など職員のワークライフバランス の改善に取り組む。

(3) 情報システムの整備及び管理のための体制整備

情報システムの整備及び管理を適切かつ円滑に実施するため、情報システム整備方針にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行う。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

第2に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 なお、勘定別予算の作成においては、第2の5の(1)のイにより、組織の体制及び 運営状況の点検により、人員配置等の見直しを行った場合、必要に応じて、適切に予算 を見直す。

2 決算情報・セグメント情報の開示

セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに 開示する。

3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施

独立行政法人会計基準(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定)等の 業務達成基準に基づき、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の 予算の配分に反映する。

4 貸付金債権等の適切な管理等

旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権については、全ての債権について、毎年度、 債権分類及び農地等担保物件の評価の見直しを行い、債権の管理を適切に行う。

また、年金給付の過誤払等に係る返納金債権については、履行期限を過ぎている場合は債務者に対して催告を実施の上、債権の円滑かつ確実な回収に努める。

5 長期借入金の適切な実施

独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号。以下「農年基金法」という。) 附則第 17 条第 2 項の規定による長期借入金を行う期間において、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

6 将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算と点検

将来必要となる旧制度における年金等給付費について、受給権者の生存率、新規裁定者の発生率等を勘案した試算(推計)を行い、その妥当性について毎年度検証を行うと ともに、必要に応じて見直しを行う。

7 不要財産の処分

業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、保有する財産が、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産を処

分し国庫に納付するなど、適切に処理する。

なお、令和6年度に事務所の移転を予定しており、移転に伴う敷金等の不要財産が発生することから、当該財産の国庫納付の方法及び時期については適切に処理する。

第4 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙

第5 短期借入金の限度額

1 2億円

(想定される理由) 運営費交付金の受け入れ遅延。

2 934 億円

(想定される理由)

農年基金法附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。

第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)
- (1) 方針

IT 及び資産運用等に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。

(2) 人員に関する指標

期末の常勤職員数について期首を上回らないようにする。

(参考1)

期首の常勤職員数 74人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 3,328 百万円

2 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した現預金、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当する。

- (1) 旧年金給付費
- (2) 旧年金給付のための借入金に係る経費(利子及び事務費を含む。)
- (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発に係る経費
- (4) 旧年金勘定と農地売買貸借等勘定における前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権の償却に係る費用
- (5) 前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固 定資産の償却等に要する費用

3 内部統制の充実・強化

業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、 内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性 の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。

(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化

理事長は、内部統制の基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する 取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施により、内部統制システムの点 検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組む。

(2) コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。

(3) リスク管理の徹底

リスク管理委員会における調査・審議を経て、業務実施の障害となる要因をリスク として識別、分析及び評価し、当該リスクに対して適切に対応するためのリスク管理 行動計画及びリスク管理マニュアル等を策定し、当該リスク管理マニュアル等により、 リスク管理の状況をモニタリングするなど、リスク管理を徹底する。

4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底

(1)情報セキュリティ対策の推進

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行う。

情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行い、情報セキュリティ対策を総合的に推進し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。

また、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、基金内の CSIRT の組織対応能力を強化する。

(2) 個人情報保護対策の推進

個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCA サイクルによる個人情報保護対策の改善を図る。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) に基づき、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策 等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。

そのほか、最高情報セキュリティアドバイザーからのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、基金が多くの個人情報を取り扱う機関であるとの認識を全役職員において共有し、基金一体となって、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行する。

(3) 研修等の実施

役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底する。

5 情報公開の推進・適切な文書管理

(1)情報公開

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政 法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、役 員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ 等で適切に情報公開を行う。

基金や業務受託機関における事務処理誤りや事務処理遅延など不適切な事案が発生 した場合においては、業務受託機関と共有を図るとともに、事案の重要性等に応じて 速やかに公表するなど、基金等及び制度の信頼性確保に努める。

(2) 文書管理

公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)等に基づき、加入者に関する記録及び文書等を適切な期間において保存するとともに、マイクロフィルム化するなど適切な原本文書の管理・保管を徹底する。

また、原本性の確保に配慮しながら、文書の保管・印刷費等のコスト低減や検索性 の向上等を図る観点から、文書の電子化を推進する。

6 適正な監査の実施等

内部監査機能の充実・改善を図るため、毎年度策定する内部監査計画及び内部監査実施計画に重点項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務について内部監査を実施する。

7 業務運営能力の向上等

(1) 研修の充実

ア農業者年金基金職員

基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図る ため、初任者研修を毎年度原則2回実施する。

IT (情報技術) 及び年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。

なお、研修終了後に理解度テストを実施する。

また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図る。

イ 業務受託機関担当者

業務受託機関の農業者年金担当者の制度への理解及び事務処理能力の向上を図るため、毎年度、業務受託機関の農業者年金担当者等を対象とした研修を実施する。

都道府県段階の業務受託機関が開催する業務受託機関の担当者を対象とした農業者年金記録管理システム操作及び情報セキュリティ等に関する研修会に講師として職員を派遣する。

(2) 委託業務の質の向上

業務受託機関を対象とした考査指導については、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施する。

ア 中期計画期間における考査指導の対象については、加入者が多く、指導の必要性

や効果が高い業務受託機関に重点を置いて選定し、計画的に考査指導を実施する。

イ 考査指導により把握した事例や注意すべき課題等について、担当者会議や研修会 等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図る。

8 温室効果ガスの排出の削減

温室効果ガスの排出削減に向けた取組を実行していくため、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和3年10月22日閣議決定)に準じ、実行可能な取組について、事務所移転後の令和7年度に計画を策定し、それに基づく取組を行うとともに、実施状況の点検を行う。

なお、令和5、6年度においては、平成29年5月10日に策定した「独立行政法人農業者年金における温室効果ガス排出等のための実行計画」で定めた計画を実行する。